

## 司法修習委員会（第5回）議事録

### 1 日時

平成16年2月16日（月）午前10時から午後零時15分まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）今田幸子，翁百合（途中入室），小津博司，金築誠志，鎌田薫，酒巻匡，  
白木勇，高橋宏志（委員長），宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉，出田孝一，稲田伸夫，大谷晃大，大橋正春，梶木壽，木村光江  
（幹事長），小池裕，鈴木健太，寺村温雄，中村慎，林勘市，山本和彦，  
若林茂雄（敬称略）

### 4 議題

#### （1）協議

- ・実務修習の在り方
- ・集合修習の在り方

#### （2）今後の予定等について

### 5 配布資料

#### （資料）

- 16 総合型実務修習（仮称）の運用に関する議論の整理（案）
- 17 「集合修習の在り方」に関する論点
- 18 「集合修習の在り方」に関する基本的考え方（案）
- 19 - 1 新しい司法修習について（参考資料A-7-1抜粋）
- 2 新しい司法修習の内容等について（参考資料A-7-2抜粋）
- 20 - 1 現在の集合修習の概要
- 2 平成15年度採用（第57期）司法修習生前期修習日程表

- 3 民事関係カリキュラム（第57期前期）
- 4 刑事関係カリキュラム（第57期前期）
- 5 平成14年度採用（第56期）司法修習生後期修習日程表
- 6 民事関係カリキュラム（第56期後期）
- 7 刑事関係カリキュラム（第56期後期）

（幹事会関係資料）

司法修習委員会幹事会（第5回）議事概要

## 6 議事

### （1）幹事の交替

黒川幹事，須賀幹事，巻之内幹事に替わり，大谷幹事，林幹事，若林幹事が新たに任命された旨報告

### （2）配布資料説明

木村幹事長から，配布資料について説明がされた。

### （3）協議

#### ア 実務修習の在り方（総合型実務修習の運用）

荒井幹事から，資料16について説明がされた。

（鎌田委員）

1ページに「司法修習生が就職を予定している弁護士事務所は，原則として，ホームグラウンドとしても，その他の修習先としても避ける方向で指導する。」とあるが，配属先の弁護士事務所に就職してはならないことになるのか，それとも配属先の弁護士事務所に就職することが決まった場合には，別の弁護士事務所にホームグラウンドを移すことになるのか。

（荒井幹事）

就職先をそのような形で拘束するのは相当でないので，就職先に内定している事務所がホームグラウンドになりそうな場合は，ホームグラウンドとなる事務所を変えていただくことになると考えている。

(高橋委員長)

実務修習で配属された弁護士事務所にそのまま就職する例はどのくらいあるのか。

(寺村幹事)

具体的な統計は取っていないが、私も、私の事務所に配属された修習生をそのまま採用したことがあるし、地方でもそのような例があると聞いている。

(荒井幹事)

感覚的には、クラスで数人程度はいるのではないか。

(宮川委員)

「ホームグラウンド以外の修習先については、各実務修習庁会が、できるだけ多様な個別修習メニューを用意するよう努める。」との記載があり、各実務修習庁会がそのように努めるのは当然だと思うが、それ以外に、その修習地の修習生のみならず、希望する他の地域の修習生をも対象とした全国レベルのメニューについては、司法研修所、法務省、日弁連が協力して充実させていく努力が必要ではないか。

(荒井幹事)

弁護士事務所でいうと、例えば渉外事件を見たいという場合、東京や大阪等の事務所しか扱っていないので、そういう事務所は、全国的に門を開くことになるかと思う。裁判所であれば、知財事件などは限られたところでしか扱っていないので、全国的に受入れを可能にするメニューを作っていくことになると思う。法曹三者でそのような努力をしなければならないと考えている。

(宮川委員)

修習生が、ある特定の分野での仕事を希望して、そのような分野を扱う弁護士事務所に就職先を決めたが、総合型実務修習では同じ分野の別の事務所を見たいと考え、ライバル事務所を修習先として選択することが考えられる。

この場合、弁護士になった後に利益相反や守秘義務に抵触する問題が生じる可能性があり、好ましくないので、このような趣旨のガイドラインを作るべきではないかとの意見がある。

また、2ページの4の「\*」にあるような条件を付けると、例えば地方で民事事件を扱う弁護士として働くことを希望して地方で修習している者が、総合型実務修習で大都会の先進的な事務所で学びたいと考えても、入口の段階で認められないこととなり、好ましくない。自分が目指す法曹像と違ったものを見ることも大切であり、そのような機会を奪う必要はないのではないかと。

(鎌田委員)

地方の一般民事事件を扱う事務所に配属された修習生が、大都会の総合的な事務所に行くときには、このような条件等を付ける必要はないと思う。しかし、知財や倒産などの専門化した事務所については、希望者が殺到するし、実務修習の最終段階であることを考えると、通過的経験ではなく、法科大学院等で学んだ知識を実務での経験を通じて深めるものとして、ふさわしい基礎的な知識を要求してもよい。具体的な要求の仕方については多様な考え方があり、独習で基礎知識を身に付けた者も受け入れられる方法を考える必要があると思うが、私としては、基礎知識を前提に現場でこれを深めるのが実務修習の第一義的な理念と考えているので、特殊分野についてはこのような要求をすることがあってもいいと考えている。

(小津委員)

受入れ側から考えると、修習生が希望したからといって必ず受け入れなければならないものではなく、例えば、官庁受入れの場合には、守秘義務を含めた条件を付けるのは当然出てくる話だと思う。

(宮川委員)

私の意見は、そのような条件等を付ける受入先があることを否定するもの

ではなく、条件を付ける付けないも含めて受入先の自由に任せておけばよいと思う。

また、知財等の特化した分野は、自分で権限を持って仕事をしなければ成長しない分野であり、実務に入ってから、一、二か月オン・ザ・ジョブ・トレーニングをした方が、はるかに高いレベルに達し得ると思う。そういう意味では、むしろ何でも見てやろう式の、いろいろな刺激を受けたいという修習生を優先するというのも、修習のあり方として考えられるのではないか。

(高橋委員長)

資料16の「1 修習地」につき、「\*」のところを除いて、大枠はここに記載されていることでよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

では、「\*」にある外国での修習については、慎重に考える方向のご説明があつたが、いかがか。

(宮川委員)

将来の可能性を否定する趣旨でないのであれば、監督のあり方などを更に検討するというところで結構である。

(高橋委員長)

外国での修習については、将来の課題として慎重に考えることとしたい。

「2 修習先」については、基本的な考え方はここに記載のとおりでよろしいか。

(小津委員)

異論はないが、ずっとホームグラウンドで修習を受けることは、あくまでその他の修習先での修習がないときに限られるべきであり、それが常態にならないよう運用上の配慮をお願いしたい。

(高橋委員長)

この点は、ホームグラウンド以外の修習先での修習が基本であり、ホームグラウンド以外の修習先での修習がないときには、ずっとホームグラウンドで修習することもあり得るという理解でよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

「3 指導監督体制」については、これでよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

「4 修習プランの立案とその審査手続」についてはどうか。

(金築委員)

「\*」にあるような記載が少し入っていた方が、希望が競合した場合の調整の方法について一定の理解が得られやすいように思う。先ほどの宮川委員ご指摘のような面もあるので、本人の意欲なども考慮に加えてもよいとは思いますが、何らかの手がかりを残してもよいのではないかという気がしている。

(高橋委員長)

「4」については、金築委員が言われた趣旨を含め、記載してあるとおりでよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

「5 修習実績の評価」については、次回、成績評価全般の議論をふまえて更に議論することもあるかも知れないが、基本的には記載のとおりでよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

資料16については、以上のような方向で了解していただき、実際の運用に関しては、実務的な検討に委ねたい。

(出席委員全員)

了承

イ 集合修習の在り方

荒井幹事から、現在の集合修習の実情(資料20)、資料17及び18につき説明がされた。

(宮川委員)

現在の後期修習は、考試及び考試後の外部講師による特別講義、自由研究などを除くと、3か月とはいっても実質2か月と1週間くらいで行われているのが実情なので、2か月の期間でも現在の後期修習と同程度の内容を実現できるという理解でよろしいか。

(荒井幹事)

考試をどの時期に組み込むかにも関連するが、基本的にはご指摘のとおり考えている。

集合修習の意義・必要性と指導内容

(高橋委員長)

集合修習の意義・必要性のところ、実務修習が「断片的である」、「修習生の間ではらつきが生ずる」という表現があるが、この点をどう考えるのか、また、前期集合修習の部分が法科大学院に移行するが、法科大学院で行う実務教育との役割分担をどう考えるのかという2点について議論していただきたい。

(荒井幹事)

「断片的」というのは、現在でも紛争解決の最初から最後までを体験するのは難しく、修習期間が2か月となるとその要素が大きくなると考えているが、自らが体験した一場面を、紛争解決手続の全体像の中に体系付けることで、知識が整理され応用の効くものになるのではないかという趣旨である。

「ばらつき」については、臨床教育を行う上では当然免れないものであり、修習生ごとに体験する内容が違いが出るということだが、集合修習で、汎用性の高い事案を通して、スタンダードな教育、法的な考え方を教えていく必要があるのではないかということである。

(酒巻委員)

現在の前期修習の内容の相当部分が法科大学院に委ねられるといっても、その内容・素材・密度が全く同じものとは言えないかもしれない。また法科大学院における実務教育の中心は、法律学の理論的・体系的な教育を受けつつある人たちが、最初に記録教材などに接して実務の基礎について学ぶところにあるのに対し、今考えている集合修習は、既に実務修習を終えた人たちの最後の総まとめであるから、法科大学院の教育と重なることはないと思う。

なお、資料18の最初に「法科大学院において、法律実務の基礎についての体系的な教育を受け」とある部分は、「実務を意識した法律学の基礎についての」、「実務を意識した法理論教育と法律実務の基礎についての」などに修文するのが適当ではないか。

(小津委員)

集合修習の必要性については異論のないところなので、実務修習だけでは不十分だということをあえて強調する必要があるのか。修文の余地があるのならご配慮いただきたい。

(高橋委員長)

集合修習の指導内容は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の基本5科目を中心とすることでよいか。



(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

集合修習の期間は2か月程度とすることでよいか。

(出席委員全員)

了承

～翁委員入室～

指導方法

(宮川委員)

将来、修習生の数が増えると、5科目クラス担任制を維持することが難しくなる事態も考えられると思うが、クラス担任制というのは、集合修習の意義を高めている核であり、是非維持していただきたい。自分も、クラス担任の方々のたたずまいは深く心に残っており、その姿がその後の自分の実務家としての行動基準に影響しているところがある。スキルとマインドは深く絡み合っており、言葉で語ってもなかなか伝達できないところがあるが、クラス担任との人間的な触れ合いの中で表してもらおうと心の中に染み渡っていく。それが集合修習のよいところであり、大切なものとして将来も維持していただきたい。そういう意味では、「クラス担任制とすることでよいか」ではなく、「クラス担任制としなければならない」ということだと思う。

(高橋委員長)

クラス担任に相応しい実務家の確保について、今後の見通しはどうか。

(金築委員)

クラス担任制は、修習の中で非常に特色を持った制度であり、しかも、もっとも効果を上げる教育システムだと思う。今後修習生の数が増えたとしても、教官の確保については、三庁会に協力していただけているし、是非協力をお願いしたい。

(高橋委員長)

法科大学院でもクラス担任制を行うのか。

(酒巻委員)

私の所属する大学では、そういう制度を設けて、各教員が自分の専門とは関係なくクラスを受け持ち、きめ細かい指導をする方針と聞いている。

(高橋委員長)

将来は実務家出身の教員もクラス担任になるのか。

(酒巻委員)

専任教員であれば、そうなると思う。

(高橋委員長)

私の所属している大学では、1年次は1クラスに「クラス顧問」を2人ずつつけるが、2年次、3年次には制度としてはつけない。ただ、必修科目はクラスごとなので、必修科目の教員が「クラス顧問」的な存在になると思う。

(鎌田委員)

私が所属する大学では、いわゆる担任制は採らないが、固定クラス型にしてそれぞれの科目について特定の教員が責任を負うこととし、若手のチューターがそれぞれのクラスに張り付く形でフォローしている。

ただ、現実に法科大学院が前期修習に完全に取って代われるかということ、全員が法曹になれることを前提として勉強しているわけではないという違いがあるし、教材の違いや綿密な合議を経て講義を提供できるかといった違いも大きいので、法科大学院では基本を勉強し、事実の中に深く入り込むのは、これからも司法研修所が中心とならざるを得ないのではないか。今後は人数が増えることもあって、実務経験を積んで後期修習で仕上げる前提の部分は今よりも弱くなる恐れがあり、その分、後期修習での「一定レベル以上の体系的で汎用性のある能力」を確認する作業はより厳しくなると思う。そのための方角としては、既に実績のあるクラス担任制や添削・講評という教育シ

ステムは非常に効果的だと思う。

そのような後期修習の経験から法科大学院の教育内容に注文をつけてもらい、法科大学院も教育内容をそれに合わせていくという、双方の情報交換を密にしていくことで、時間をかけて両者の役割分担が固まっていくのではないかと思う。

(宮川委員)

ここでは、教官による添削が前提とされているが、現状は、起案から講評までは10日から16日くらいの期間がおかれており、添削した起案を修習生に返却しても、カリキュラムが過密なために、修習生は返却された起案をよく読まないまま、事件の内容もかなり忘れた状態で講評当日に臨んでいる。教官は、講評を始める前に、15分か20分くらいかけて、記録の内容、事実関係を修習生に思い出させてから、ディスカッションに入っていかなければならない。私が教官だった時に、起案の翌日に講評をしたことがある。そのときは、起案は返さないが、講評の前の晩に各教官が起案を10通ずつくらい読み、翌日早朝の会議で議論をしてから講評をした。非常に大変であったが、教育効果は高く、授業としては成功であった。この方法は、毎回はできないだろうが、添削をせず、起案を読むだけなら起案日から講評日までの期間を二、三日に縮めることは可能かと思う。このようなことと添削の教育効果とを比較検討した上で、添削を行った上で講評を行うことにしたのかどうかをお聞きしたい。

(荒井幹事)

宮川委員がおっしゃった状況もあるので、問題意識が旺盛な起案の翌日に一定の講評や議論をすることも科目によってはかなり取り入れている。添削をすると講評までに一定程度の時間が必要になるが、修習生ごとの個別の問題点を指摘できることに意味がある。全員に共通して指摘しなければならない問題点は講評の場で話せばよいが、修習生ごとの問題点は添削の過程で個

別指導することも必要である。また、修習生が起案で何を書いたかを控えておかないと、授業で個別の修習生に質問をして議論することができない。翌日講評をすることと教官が全体を把握した上で授業に臨むことと両方を考えていく必要がある。

(出田幹事)

資料 20 - 5 を見ていただくとわかるように、7月18日に刑裁起案1を実施し、休み明けの7月22日に刑裁起案1討論を行っている。修習生の記憶が新鮮なうちに討論をさせ、教官からもその事件について考えるべきことを教えるということが主たる目的であるが、教官はこの討論の日までに起案の傾向をざっと見て討論に臨んでいる。次に8月4日の刑裁起案1講評までの間に、教官は、各修習生の顔や授業態度を思い浮かべながら起案1通あたり30分から1時間くらいかけて丁寧に添削をし、起案の欄外や末尾などにコメントをするという個別指導を行う。この起案は事前に返却して、最終的な講評を行う。このように2部に分けて行う起案の講評は、刑事裁判だけでなく他の科目でも行われていると思う。

(高橋委員長)

添削以外の起案直後の討論なども含むという趣旨で、指導方法の二つ目の「 」はこれでよいか。

(出席委員全員)

了承

各科目の指導目標、各科目の比重と連携の在り方

資料18の別紙 について鈴木幹事から、別紙 について出田幹事から、別紙 について梶木幹事から、別紙 について若林幹事から、別紙 について林幹事からそれぞれ説明がされた。

(翁委員)

資料18の別紙 から は、5科目がそれぞれに書いてあって、縦軸とし

ては分かるが、横軸としてどのように連携しているのかが若干分かりにくいと感じた。例えば、継続教育に触れている部分が民事裁判と刑事弁護にあるが、継続教育に何を委ねるのか、司法修習でどこまでを確保するのかという点。また、できるだけ融合していく、効率化を図ると書いてあるが、カリキュラムなのか教材なのか何をどのように融合できるのか、どのように効果が上がるのかという点。さらに、国民の司法参加に関して横軸で見た場合に、どのようにその準備が行われていくのかという点などを分かりやすく説明してもらいたい。

(鈴木幹事)

司法修習後の継続教育については、裁判所の立場から言えば、判事補の教育ということになるが、司法修習における民事裁判教育は、広く法曹一般に必要な能力を身に付けることに重点を置こうとしているので、例えば、判決の具体的な書き方など細部については、任官後のOJTや研修プログラムで教育していくことを考えている。もちろん、技術的なことだけでなく、基本的な裁判官の在り方などについても同じようなことを考えている。

横軸の問題については、資料20-3のように、事件の流れに沿って、まず民事裁判で要件事実の基礎を教え、民事弁護では法律相談と受任のところから始める。訴状についても、民事裁判で簡単な要件事実を教えた事例について、民事弁護で訴状を起案させ、それについて民事裁判教官と民事弁護教官と一緒に説明をする形の融合をしている。現在の後期修習に相当する新しい集合修習についても、例えば、同一事件の記録を分冊し、代理人が依頼者から事件を受任した時点での資料に基づいて修習生に法律的分析、法的構成を考えさせ、次に相手方から出された主張を踏まえ、争点は何か、何を立証するか、どのように証拠を集めるかを考えさせ、訴訟になったら、どういう証拠の処理をするか、どういう事実認定をするか、自分の結論をどのように表現するかなどについて、民事裁判教官と民事弁護教官と一緒に指導すると

いったような融合化を図ろうと考えている。

(酒巻委員)

刑事裁判，検察，刑事弁護の教育の連携，共通化が，近い将来具体的に充実したものになることを強く期待しているが，率直に言ってなかなか即効性のある名案は出ないのではないかと考えている。資料20-7を見ると，現在，刑事共通の部分は，大体は特別講義であり，民事系とは大分様子が違っている。刑事司法の研究者の立場から見ると，刑事分野における法曹三者の活動の在り方については，戦後から現在に至る長い歴史の中でそれぞれ努力してきた結果固まってきた役割意識があり，検察の主要なターゲットは捜査と事件処理であり，刑事弁護は既に起訴された者について無罪の可能性を争うことであり，刑事裁判は出てきた双方の証拠を評価する事実認定ということで，共通化はなかなか難しいところがあると思う。ただ，今後の国民の司法参加のためには，新たな準備手続を作り，三者で準備をしなければならなくなるし，捜査段階にも公的弁護制度が導入され，近い将来には，例えば裁判官だった方が外部経験で一時的に公的刑事弁護をやるなど，刑事についても三者が相互交流して視点の交換をすることが出てくるであろう。そういう時代を見据えて，これからは刑事の世界でも，各教官室の連携，共通化を具体化する知恵を絞っていただきたい。

(出田幹事)

現在の集合修習で実施している刑事系の共通カリキュラムの代表的なものは模擬裁判である。記録教材を基に，修習生が検察官，弁護士，裁判官のそれぞれの役割を演じて訴訟活動を行い，3教官がそれぞれの立場から講評することを通じ，修習生が三者の役割や使命，技術を身をもって習得する。ただ，これは準備期間が相当必要であり，各法科大学院でも授業で取り入れるようであるので，新しい集合修習での実施は難しいと思っている。

それから，前期修習では，資料20-4にあるように，情状立証をテーマ

とする共通問題研究も行っている。これは、刑事訴訟の実務では、有罪、無罪の判断とともに情状立証、量刑判断は大変重要なので、情状に関する事例教材を基に、修習生を弁護士、検察官、裁判官に分けて、研究、発表、討論し、3教官がそれぞれの立場から講評する。また、資料20-7にある共通問題研究（実務修習レポート）は、実務修習での経験を修習生に報告させ、その中から教官が選んだ事案について研究し合い、3教官がそれぞれの立場から講評をするものである。

さらに、刑事系3教官室では、現在、共通起案のカリキュラムを考えている。1つの事件について捜査から判決まで手続の流れに沿った修習記録を作り、それに基づき、検察では起訴・不起訴の方針を、弁護では弁護方針を、裁判では判決における事実認定を考えさせ、起案をさせるものであり、近々実施することを考えている。

このようなカリキュラムの共通化・融合化は、指導の効率化やコマ数の合理化を図るだけにとどまらず、同じ問題を刑事の3教官がそれぞれの立場から指導することを通じて、三者の立場の違いが何に由来するのか、共通に認識すべきものはないのかなどを考えさせることに意味があり、刑事実務を指導する上で大変意義のあることと考えているので、適切なカリキュラムを考えて実施したいと思っている。

（高橋委員長）

教官の側からこう教えるのだということは出てきているが、それがどのように連携しているのかということや講義等を受ける修習生の立場から考えれば、翁委員ご指摘の横軸が出てくると思う。

この点については幹事会で検討していただきたいが、各科目の比重の点については、資料記載のとおり、民事系の比重をある程度高くするという方向でよろしいか。

（出席委員全員）

了承

(高橋委員長)

では、次回までに、今議論のあった横軸に関する検討と、次回のテーマである成績評価の在り方についてのたたき台の作成を幹事会にお願いしたい。

(出席幹事全員)

了承

(4) 今後の予定等について

第6回の委員会は3月17日(水)午前10時から開催されることが確認され、それ以後の委員会は、次の日時に開催されることとなった。

第7回委員会 5月14日(金)午後3時から午後5時まで

第8回委員会 7月 2日(金)午後3時から午後5時まで

予備日 7月23日(金)午後3時から午後5時まで

第6回幹事会は、3月3日(水)午前10時から開催されることとなった。

(以上)